

# 広島県社会福祉法人経営者協議会会費規程

広島県社会福祉法人経営者協議会会則第6条の規定により、会費に係る事項を次のとおり定めるものとする。

なお、4月1日時点の会員法人は、当該年度の会費を納入する義務を負い、年度途中に入会した法人は、入会した年度の会費を納入するものとする。

また、年度中途の退会の際は、納入した会費は返金しないものとする。

## 1 会費（年額）

### 1) 大規模特例（前年度経常収入額10億円超）

		130,000円
ただし	全国分	100,000円
	県分	5,000円
	社協事務委託費分	25,000円

### 2) 基本額（前年度経常収入額2億円～10億円）

		90,000円
ただし	全国分	60,000円
	県分	5,000円
	社協事務委託費分	25,000円

### 3) 小規模特例（前年度経常収入額2億円未満）

		60,000円
ただし	全国分	30,000円
	県分	5,000円
	社協事務委託費分	25,000円

### 4) 特別会員（社会福祉協議会）

		30,000円
	県分	5,000円
	社協事務委託費分	25,000円

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年6月12日一部改正

令和5年7月20日一部改正